

## 【オーストラリア】2024年オンライン安全（ソーシャルメディア最低年齢）改正法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

\*2024年11月、2021年オンライン安全法を改正し、ソーシャルメディアサービスの利用に年齢制限（16歳以上）を課すための法律が制定された。

### 1 経緯

現在、主要ソーシャルメディアサービス（以下「SMS」）のアカウント登録が可能な年齢は、当該 SMS の利用規約に基づき 13 歳以上とされているものが多い<sup>1</sup>。豪州では、2021 年オンライン安全法<sup>2</sup>（以下「2021 年法」）を制定し、SMS を通じた未成年者へのいじめや同意のない性的な画像の共有等の問題への対応を行っている。しかし、SMS 利用に関する最低年齢についての規定はなかった。

連邦政府は、SMS が社会にもたらす利益は認めながらも、未成年者に及ぼす悪影響（いじめや詐欺の手段として利用されること、実体験から学ぶことなくオンライン上での出来事のみを重要と考えるようになること等）に対して危機感を持ち<sup>3</sup>、様々なメディアで展開された、SMS へのアクセス可能な年齢を 16 歳以上とするキャンペーンに対し、2024 年 5 月、支持を表明した<sup>4</sup>。野党もまた、これに同調した<sup>5</sup>。

2024 年 11 月 21 日、SMS 利用の最低年齢を 16 歳とするため、2021 年法を改正するための法律案が連邦議会に提出され、同月 29 日、2024 年オンライン安全（ソーシャルメディア最低年齢）改正法<sup>6</sup>（以下「改正法」）が成立した。同年 12 月 10 日、連邦総督により裁可され、翌 11 日に施行された。

### 2 改正法の概要

改正法は、全 3 か条（略称、施行日等）及び附則 1 編から成る。附則第 1 第 1 章で 2021 年法の改正、第 2 章で 2004 年年齢差別禁止法<sup>7</sup>の改正、第 3 章で経過規定を定める。主な内容は、次のとおりである。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 1 月 14 日である。

<sup>1</sup> 例ええば、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook、TikTok、YouTube 等。

<sup>2</sup> Online Safety Act 2021, No.76, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/C2021A00076/latest/text>>; 内海和美「【オーストラリア】2021年オンライン安全法の制定（小特集 デジタル時代の諸問題）」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/11863394>>

<sup>3</sup> Anthony Albanese, “Social age limit not to be feared but lauded,” 2024.11.26. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/social-age-limit-not-be-feared-lauded>>

<sup>4</sup> Karen Middleton, Josh Taylor, “Anthony Albanese backs campaign to ban children under 16 from social media,” Guardian, 2024.5.21. <<https://www.theguardian.com/australia-news/article/2024/may/21/anthony-albanese-social-media-ban-children-under-16-minimum-age-raised>>

<sup>5</sup> Jake Evans, “Coalition seeks bipartisan support for social media age limits and will wave through powers to force tech giants onboard,” ABC News, 2024.6.9. <<https://www.abc.net.au/news/2024-06-09/coalition-seeks-bipartisan-support-for-social-media-age-limits/103956432>>

<sup>6</sup> Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Act 2024, No.127, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00127/asmade/text>>

<sup>7</sup> Age Discrimination Act 2004, No.68, 2004. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01302/latest/text>>

### (1) 新たな定義の追加

2021年法第5条に「年齢制限のあるユーザー（age-restricted user: ARU）」及び「年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォーム（age-restricted social media platform: ARSMP）」の定義を追加した。前者は「16歳未満<sup>8</sup>の豪州の子供（Australian child）」と規定される。「豪州の子供」とは「豪州に通常居住している子供」（同条）を意味する。後者は、改正法により新たに挿入された第4A章「ソーシャルメディア最低年齢」の第63C条に規定される。ARSMPとは、①-1二人以上のエンドユーザー（以下「ユーザー」）間のオンライン上の交流を可能にすることを唯一若しくは主要な目的とし、①-2他のユーザーの一部若しくは全部へのリンク若しくは交流を行うことができ、①-3ユーザーが書き込み（material）の投稿を行うことができ、①-4規則に定められるその他の条件を満たす電子サービス又は②規則で指定される電子サービスをいう。具体的に何がARSMPに該当するかは、改正法に規定ではなく、後日規則により指定されることになる<sup>9</sup>。主務大臣は、ARSMPの指定を規則に委ねたのは、対象範囲の拡大や縮小に柔軟性を持たせるとともに、SMSの変化や進化に対応するためであると説明している<sup>10</sup>。

### (2) ARSMPのプロバイダーの義務、「合理的措置（reasonable steps）」

ARSMPのプロバイダーは、ARUがARSMPにアカウント登録をすることを防止するため、合理的措置を講じなければならない。この義務に違反したプロバイダーが法人以外の場合、3万ペナルティユニット<sup>11</sup>（約10億円。第63D条）以下、法人の場合、15万<sup>12</sup>ペナルティユニット（約50億円）以下の民事罰が科される。第63D条の効力発生日は主務大臣が発する告知文書により明示され、その日は、改正法施行日から12か月以内でなければならない（第63E条）。

合理的措置がどのようなものかについて改正法に規定はない。ただし、ネット安全コミッショナー<sup>13</sup>の職務を規定した第27条第1項にqa号及びqb号を追加し、同コミッショナーに合理的措置を講じるためのガイドラインを書面で作成し、それを推進する義務を課した。

### (3) プライバシー保護

ARSMPのプロバイダー等が、合理的措置を講じる目的で収集した個人情報を保有し、個人がARUか否かを判断する目的以外で、又は個人の同意なく当該情報を使用し、又は開示した場合、プライバシー侵害（1988年プライバシー法<sup>14</sup>第13条）とみなされる。また、使用又は開示後は、当該情報を破棄しなければならない（2021年法第63F条）。

<sup>8</sup> 連邦政府は、ニューサウスウェールズ州で実施（2024.8～9）されたSMSの使用及び影響に関する調査の結果（回答者の87%が最低年齢の導入を支持し、16歳以上の回答者の40%が最低年齢は16歳が適当と回答した。）を引用し、16歳という最低年齢はSMSで若者が危害にさらされる経験を最小限に抑えたいという豪州国民の期待に応えることを目的とすると説明している。“Explanatory Memorandum: Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024, House of Representatives, 2022-2023-2024, p.2. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7284\\_ems\\_b9c134ac-a19a-47b2-9879-b03ddae3c1a/upload\\_pdf/JC014726.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7284_ems_b9c134ac-a19a-47b2-9879-b03ddae3c1a/upload_pdf/JC014726.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>9</sup> 主務大臣（通信大臣。Michelle Rowland）の連邦議会下院第二読会でのスピーチにおいて、ARSMPとしてTikTok、Facebook、Snapchat、Reddit、Instagram及びXを例示している。また、ARSMPの対象外として、メッセージングアプリ、オンラインゲーム、主に教育や健康サポートを目的としたサービスやアプリ（Messenger Kids、YouTube、WhatsApp、ReachOut PeerChat、Headspace、Google Classroom、Kids Helpline等）を挙げている。“Bills: Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024, Second Reading Speech,” House of Representatives, 2024.11.21, p.8. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28041/0017/hansard\\_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28041/0017/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>10</sup> ibid.

<sup>11</sup> 1ペナルティユニットは、330豪ドル。1豪ドルは、約101円（令和7年1月分報告省令レート）。

<sup>12</sup> 2021年法第162条第1項、規制権限法（Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014, No.93, 2014. <<https://www.legislation.gov.au/C2014A00093/latest/text>>）第82条第5項。法人は、最大、個人の5倍の民事罰が科される。

<sup>13</sup> eSafety Commissioner. 豪州のオンライン安全の促進、子供等へのネットいじめに対する苦情への対応等を行う。

<sup>14</sup> Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/latest/text>>